

全 員 協 議 会 資 料

令 和 6 年 月 日

東大和市手話言語条例（案）の骨子について

東大和市手話言語条例（案）の骨子について

1 制定の背景

- （１）平成１８年の障害者の権利に関する条約や平成２３年の改正障害者基本法において手話を言語と明記
- （２）手話が独自の言語であることを啓発する取組が進められる。東京都においても、令和４年に東京都手話言語条例を制定
- （３）令和２年第１回市議会定例会において、東大和市手話言語条例に関する陳情を採択

2 条例の前文（案）の骨子

手話は、手指等を用いて視覚的に表現する独自の文法を持つ言語であり、手話を必要とする者が、意思疎通、社会参加、知的で豊かな生活のために必要な言語である。

手話に対する誤解や偏見等により、手話を必要とする者は、様々な制約を受けてきたが、こうした苦しい経験を経てきたにもかかわらず、手話とろう文化を守ってきた。

障害者基本法に手話が言語として位置付けられるなど、手話への理解が広がる環境ができたものの、市民の理解は十分でない。

市は、手話を必要とする者の基本的人権の尊重、意思疎通の円滑化、社会参加の機会の保障に努めるとともに、手話の理解の促進及び普及が、共に支え合う地域共生社会の実現に資することを踏まえて、条例を制定する。

3 基本理念

手話の理解の促進及び普及は、手話は言語であるとの認識の下に、次に掲げる地域社会の実現に寄与することを踏まえて推進

- ①手話による円滑なコミュニケーションにより、手話を必要とする者が安心して暮らすことができる地域社会
- ②学習、仕事など幅広い活動に取り組むことで、手話を必要とする者が心豊かに暮らすことができる地域社会

4 条例の本則（案）の骨子

第１条 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等の役割を明らかにするとともに、施策の推進により、手話を必要とする者の基本的人権の尊重を図り、地域共生社会の実現に寄与することを目的。

第２条 定義

手話を必要とする者、市民、事業者についての定義を規定

第３条 基本理念

※左側「３ 基本理念」の項参照

第４条 市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする者と協力して、手話の理解の促進及び普及並びに手話による意思疎通が図られやすい地域社会の構築に資する施策を講ずる。

第５条 市民の役割

市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、基本理念の実現に向けた市の施策に対しても理解と協力を努める。

第６条 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、基本理念の実現に向けた市の施策に対しても理解と協力を努めるとともに、事業活動において、手話を必要とする者との意思疎通の円滑化に資する措置を講ずるよう努める。

第７条 施策の推進

市は、次に掲げる施策を推進する。各施策は、障害者総合プランとの整合性も確保する。

- ①手話の周知、啓発及び普及の促進に関する施策
- ②手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- ③手話通訳者の養成及び確保に関する施策
- ④前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

第８条 施策の推進における配慮

市は、手話を必要とする者が医療受診時等に意思疎通等に支障が生じないようにするなどの配慮をして、関係機関との連携等に努める。また、基本理念の実現に資する自主的な取組も支援

第９条 意見の聴取

市長は、当該施策を推進するため、手話を必要とする者及び手話通訳者等から意見を聴く機会を設ける。

第１０条 委任

5 今後の予定

- （１）パブリックコメントの実施（令和６年１２月）
- （２）令和７年第１回東大和市議会定例会に提案（令和７年２月）
- （３）条例の施行（令和７年４月）